

健康係からの情報や募集案内をお知らせします。
みなさんの健康づくりに役立ててください。

～ひだまり通信～

健康いいね！

申込・問合せ 健康福祉課健康係 ☎ 25 1146

●女性がん検診

要予約

と き 日程表のとおり

乳がん検診(マンモグラフィ)・子宮頸がん検診

と き	
1月31日(土)	13:00～15:00
2月12日(木)	

ところ 保健福祉センターひだまり
(休日・夜間応急診療所)

対象 鳥羽市に住民票があるかた
乳がん…年齢制限はありません
子宮頸がん…平成7年4月1日までに
生まれたかた

検診料 乳がん…1,700円(70歳以上無料)
子宮頸がん…800円(70歳以上無料)

◆注意

- ・乳がん検診は、マンモグラフィ検診とエコー検診の2種類がありますが、1年に1回どちらか一方しか受診できません。
- ・乳がん検診を受診するかたはバスタオルをお持ちください。
- ・20～30歳代のかたは乳腺が発達しているため、マンモグラフィ検診ではうまく撮影できない場合があります。
- ・妊娠中・授乳中・豊胸手術を受けたかたは、マンモグラフィ検診を受診できません。
- ・生理中のかたは子宮頸がん検診を受診することができません。
- ・子宮頸がん検診は、採取細胞が不十分な場合などに、判定不能という結果が出る場合があります。

◆申込方法

検診日前日までに、必ず電話で予約をしてください。1月5日(月)から受け付けます。定員になり次第締め切りますので、早めに申し込んでください。

なお、当日は、健康手帳をお持ちください。お持ちでないかたには当日発行します。

◆乳がん検診を受けるかたへ

・マンモグラフィ検診は、乳房をプラスチックの板ではさんでレントゲン写真を撮ります。

●健康相談

対象 市民

と き 1月5日(月)
19日(月)
午前9時～12時

担当 保健師

●栄養相談 要予約

対象 市民

と き 月～金曜日
午前9時
～午後5時

担当 管理栄養士

●こころの健康相談 要予約

対象 市民

と き 1月19日(月)
午後1時～3時

担当 保健師・
福祉相談員

●ストレッチ教室

内容 1月のテーマは
「肩こり予防」

と き 毎週金曜日
午前10時～11時

●乳幼児・1歳児健康相談

- 対 象** 乳幼児・1歳児
と き 1月8日(木)
 午前9時～11時30分、午後1時～2時
持ち物 母子健康手帳



●元気ルーム開放

- 内 容** 健康づくりを目的とした使用が原則
と き 月・木曜日 午前9時～午後4時30分
 水曜日 午後1時～4時30分

●男性料理教室

(市食生活改善推進連絡協議会主催)

要予約

- 対 象** 一般市民
と き 1月23日(金) 午前10時～午後1時30分ごろ
と ころ 保健福祉センターひだまり
 2階・フッキングルーム
内 容 調理実習とミニ講話
募集人員 12人(先着順)
持ち物 エプロン・三角巾
料 金 1人500円
申込期限 1月16日(金)

●健康づくりのための食講座

要予約

- 対 象** 一般市民
と き 2月2日(月)
 午前10時～午後1時
と ころ 保健福祉センターひだまり 2階・
 ひだまりホール
内 容 減塩について
 講義・調理実習
持ち物 エプロン・三角巾
募集人員 16人(先着順)
申込期限 1月29日(木)

●不妊治療費助成

市では不妊治療を受けられた夫婦に対し、その費用の一部を助成しています。平成26年度から男性不妊治療費助成事業と第2子以降の特定不妊治療費助成事業が開始されました。また新規申請されるかたから年齢によって助成回数が変更になりました。

対象となる治療

- ・人工授精(保険対象外分)
- ・特定不妊治療(体外受精・顕微授精)
- ・男性不妊治療(特定不妊治療に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引採取法など保険対象外分)

対象となるかた

- ・鳥羽市に夫婦どちらかの住民票があり、法律上夫婦であるかた
- ・特定不妊治療については、指定医療機関で治療を受けたかたで、下の表にある助成回数を超えていないかた
- ・第2子以降特定不妊治療については、夫婦から出生した実子が1人以上いるかたで、平成26年4月1日以降に新規申請し特定不妊治療費助成を上限回数

まで受けたかた

助成内容

- ・人工授精…1年度にかかった総費用の3分の2とし上限3万円まで、通算5年間助成します
- ・特定不妊治療…1回の治療につき上限10万円まで助成します。(県の特定不妊治療助成を受けたかたは、その額は控除します)
- ・男性不妊治療…特定不妊治療費助成に上乗せして5万円を上限に助成します。
- ・第2子以降の特定不妊治療…1回の治療につき15万円(治療内容によって7万5千円)を上限に助成します。

申請方法

治療終了後60日以内に健康福祉課健康係へ申請してください。くわしくは、健康福祉課健康係まで問い合わせてください。

※市では、県の特定不妊治療費助成の手続きも同時に受け付けています。(県の助成内容は、前年の夫婦の合計所得額が730万円未満のかたが対象です)くわしくは、三重県子育て支援課(☎059-224-2248)まで問い合わせてください。

初回申請年月日	初回申請時の妻の年齢	年間助成回数	通算助成回数
平成26年3月31日以前	制限なし	1回	5回
平成26年4月1日～ 平成28年3月31日	40歳未満	6回まで	6回
	40歳以上	2回まで(初年度3回まで)	6回
平成28年4月1日以降	40歳未満	6回まで	6回
	40歳以上43歳未満まで	3回まで	3回

※初回申請時の妻の年齢は申請日時点での満年齢(実年齢)を基準とします。

※平成28年4月1日以降は助成を受けようとする治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上の場合、通算助成回数に達していなくても助成対象外となります。